




第14期 水俣学講義 ⑩

「負の遺産」としての水俣病事件の経験を活かした  
水俣・芦北地域の再構築に向けた歩みと今後の課題

～公式確認から60年を迎える水俣病事件～

熊本学園大学社会福祉学部・福祉環境学科教授  
水俣学現地研究センター長  
宮北隆志

1

## 今日のアジェンダ

1. はじめに
2. 水俣病事件：差別と犠牲のシステム
3. 水俣学研究センターの取り組み：地域戦略プラットフォームの試み
4. 「失敗の経験」を将来に活かす
5. まとめ



2

## 今日の授業のゴール

- 水俣病公式確認前後の初期対応に見られた問題を、「差別と犠牲のシステム」という視点から捉え直すこと。
- 水俣学現地研究センターを拠点とした「水俣・芦北地域戦略プラットフォーム」の取り組みから、新たな地域運営のあり様としてのガバナンスの考え方を理解すること。
- 失敗から得た教訓をもとに、自らの生き方と、現在の社会・経済システムのあり方を問い直す力を身につけること。

3



## 質問1

水俣病事件は、いまだに解決していません

その「責任」は、誰に？

- A. チッソ(株)
- B. 水俣市/熊本県
- C. 国
- D. チッソ、水俣市/熊本県、国の3者
- E. その他 ( )

4

## 地元自治体の対応

橋本彦七・初代水俣市長

5

## 橋本彦七 初代水俣市長

- 1931年 アセトアルデヒドから酢酸に至る一連の合成方法を発明（特許原簿に登録）
- 1932年 アセトアルデヒド製造工程の操業開始  
→この工程から排出される廃水は、ほとんど無処理のまま工場内部の溝を通して百間湾に放出
- 1938年 41歳で工場長に
- 1950年、54年、58年、62年、66年と合計5回市長に立候補し、うち58年以外はすべて当選

「沈黙と爆発」後藤孝典（1995年）

6

### 「奇病発生源についての一考察」\*

1957 (昭和32年) 年4月8日 水俣市長 橋本彦七

#### 1. 奇病の発生状況は (要約)

奇病患者は、昭和28年の初発以降、現在まで54名。  
ふと思いついたこと、それは、昭和28年と言えば九州地方を襲った大風水害。水俣市は急傾斜地が多いので、農耕地の大量の表土が狭い湾内に流出、沈積。  
近年、かんきつ栽培に有毒な農薬や、特効肥料が使用されているので、それらが多量に流出したことはうなずける。

2. ...今まで、会社の排水を伴う、百間港端の排水に焦点を合わせがらであったが、三年が過ぎた他の排水系統の水質、土質の調査、農作、かんきつ栽培に使用した農薬、肥料、土質などについても調査研究する必要があるかと思っております。

追記 鯉は別として、人間については、特殊な言語体系の人々をアタックし、ほとんど出つくし、今年には新患者の発生を見ないではないか、あっても軽症ではなからうか、願わくば、新患者発生の首を斬らんことを祈ってやまない。

\* 厚生省などに意見書として提出された。

「水俣病事件資料集 上巻」p360、水俣病研究会編 (1996年)



熊本日日新聞 昭和32年8月13日

### 「魚類の販売禁止措置について」

1957 (昭和32年) 年8月14日 市長

厚生省 山口公衆衛生局長宛 (一部要約)

…… 水俣奇病のことにつきましては、かねて種々ご配慮を相煩し、その原因も各方面のご努力により癒々決定の段階に至りましたことはまことに有難く厚く御礼申し上げます。

つきましては、県において近く食品衛生法により魚類の販売を禁止することになりましたが、これは結果的に漁獲禁止を意味するものであり、必然的に補償の問題と関連する重大な問題であります。新聞発表前に何らの打ち合わせもいただかなかったことは、真に遺憾に存する次第であります。希くば今後漁民福祉のため最善の措置を講ぜられることを急願してやまない次第であります。なおご参考まで別紙新聞 (切抜)\*\*を御送付申し上げます。

\* 起案日

\*\* 「水俣湾の漁獲禁止/ちかく知事告示/生きられぬ漁民七十戸」熊本日日新聞、昭和32年8月13日

「水俣病事件資料集 上巻」p361、水俣病研究会編 (1996年)

### 「オール水俣」の対応



熊本日日新聞 昭和34年11月8日 11

### 「オール水俣」

1959年11月2日

不知火海漁民騒動：漁民の抗議行動がチッソ水俣工場との間で多数の負傷者、逮捕者を出す衝突事件にまで発展

→ 1959年11月5日

「県議会水俣病対策特別委員会では、県漁連などの要望もあり、廃水即時停止のための条例制定の話まで出た」(熊本 1959年11月8日)

→ 1959年11月7日

水俣市長、市議会議長、商工会議所会頭、水俣地区労会長ら28団体の代表約50人が、漁民を除いた“オール水俣”の形で熊本県庁に寺元知事を訪ねて陳情

「廃水即時停止は工場の一時間鎖と同じだ」と知事に善処方を訴えた。(熊本 1959年11月8日)

12

「水俣護郷連盟」の張り紙



1960年頃 (提供: 新日窒労組)

新日窒労組による「恥宣言」



1. 水俣病事件：  
差別と犠牲のシステム\*

水俣病公式確認（1956年）前後の  
水俣病事件に対する初期対応  
をめぐる問題点

\* 「水俣が映す世界」 原田正純（1989）  
「犠牲のシステム 福島・沖縄」 高橋哲哉（2012）

水俣病事件：差別と犠牲のシステム①



「ネコ実験」：水俣湾の貝や魚をネコに与えて水俣病が発症するかどうかを調べる実験。最初に確認したのは伊藤運雄・水俣保健所長

「猫てんかん」記事（1954年）、「ネコ実験」（1957年）から、公害認定（1968年）へ

地元マスコミの対応

「『公式発見』より2年前の1954年、実は熊本日日新聞で水俣市の茂都地区で奇病の発生を報じられていたことが明らかにされた。ただしその記事は『猫てんかんで全滅』『ねずみの激増に悲鳴』という見出しで、住民の話がまるで出てこない。この地区の住民が市の衛生課にねずみの激増対策を申し出たという内容で、記者が取材に行って、この地区で一体何が起きているのか、調べた形跡がまるでない。『取材記者には事件に対する想像力がなかった。なぜ住民のことが気にならなかったのか。現場に行けばまた違った光景が見られたはずだ』」  
熊本日日新聞・高峰武編集局長（当時）

日本マス・コミュニケーション学会「水俣病報道シンポジウム」についての高井深司氏の報告（2007）

初期の兆候：1920年代の漁場汚染紛争①

漁場汚染紛争の始まり：1926年、日本窒素肥料株式会社水俣工場において、カザレー式アンモニア合成の新工場が完成し合成硫酸が生産されるようになって、その廃水を水俣湾の最深部に流したため\*1

→水俣町漁業組合：「流出する排水貯蔵残渣及び埋立地等が、水俣町沿岸における漁獲上に及ぼす影響については、当組合より数年来、時々、貴社水俣工場に対し相当の補償を申出・・・」（1926年4月30日 証書）

\*1 「水俣病事件資料集 上巻」 水俣病研究会編（1996年）

**初期の兆候：1920年代の漁場汚染紛争②**

大正12年（1923年）頃：水俣町漁業組合、日本窒素肥料株式会社・水俣工場に対し排水による漁業被害の補償を要求

大正14年（1925年）10月12日：水俣町漁業組合、チッソに対し漁業補償を要求

大正15年（1926年）4月30日：漁業組合は、補償要求を取り下げ、永久に苦情を申し立てないということまで約束し、チッソから見舞金1,500円を受け取る

「水俣病事件資料集 上巻」水俣病研究会編（1996年）

19

**アセトアルデヒドの製造開始（1932年）以降の工場排水による汚染①**

「契約書」 1943年1月10日

甲：日本窒素肥料株式会社

乙：水俣町漁業協同組合

第1条：甲は、その経営に係る工場より生ずる汚悪水及び諸残渣並びに塵埃などを、乙の所有漁業権の存在する海面に廃棄放流することにより、乙が所有する漁業権を放棄することに対し15万2500円を支払う

「水俣病事件資料集 上巻」水俣病研究会編（1996年）

20

**アセトアルデヒドの製造開始（1932年）以降の工場排水による汚染②**

第2条：乙の漁場において将来永久にその損害補償を主張せざるはもちろん、水俣工場が平時戦時を問わず、国家の存立上最も緊要なる地位にあること、並びに、水俣町の繁栄のために重要性あることを認識し、その経営に支障を及ぼさざる様、協力すべきものとする。ただし、甲は水俣工場より算出するカーバイト残渣は、将来、旧水俣川流域方面に廃棄放流するものとする。

第5条：本契約の各条項は、将来水俣町漁業協同組合の権利を継承すべき者が生じた場合には、右組合においてその履行の責に任ずる者とする

「水俣病事件資料集 上巻」水俣病研究会編（1996年）

21

**水俣病事件：差別と犠牲のシステム②**



百間港に堆積するヘドロ



本州製紙江戸川工場と浦安漁民騒動（1958年6月）

食品衛生法の不適用と垂れ流しの黙認（1957年～1968年）

操業の一部停止措置と水質2法の制定（1958年12月）

→ 水俣病食中毒調査義務付け訴訟（2014年5月）

**行政の対応**

- 1949年 公害防止条例の制定（東京都）  
本州製紙江戸川工場事件において、廃水停止の行政措置を行う際の根拠法に
- ⇒1958年12月 水質2法（国）  
「公共用水域の水質保全に関する法律」  
「工場排水等の規制に関する法律」

「東京では本州製紙一工場がつぶれても都の税収にはたいして影響はない。水俣市は市税収入57%強、1億9000万円を新日窒水俣工場の固定資産税と従業員の市民税に依存している。工場従業員3600人は同市漁協組合員の12倍に相当（後略）」 西日本新聞 1959年12月17日

梶谷昌幸（2007）「不知火燻漁業紛争の中の『社会不安』言説」

23

**水俣病事件：差別と犠牲のシステム③**



見舞金契約（1959年12月）

第四条 甲は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においては、その月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする。

第五条 乙は将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても、新たな補償金の要求は一切行わないものとする。

「ネコ400号」（1959年）

原因企業チッソが出す工場排水そのものを与えられたネコは、実験開始から77日後の1959年10月6日に水俣病を発症：  
チッソ付属病院 細川一院長

工場長

## 質問2



あなたが、「ネコ実験」の責任者なら？

- A. 会社の指示に従う
- B. 「実験結果」を公表し、  
秘かに「実験」を継続する
- C. その他 ( )

25

## 新日窒水俣工場付属病院 細川一 院長とネコ実験

資料: ①NHK 『その時歴史が動いた』(第349回)  
「わが会社に非あり」水俣病と向き合った医師の葛藤  
②「細川一論ノート」有馬澄雄 「暗河」1974年冬号

26



27



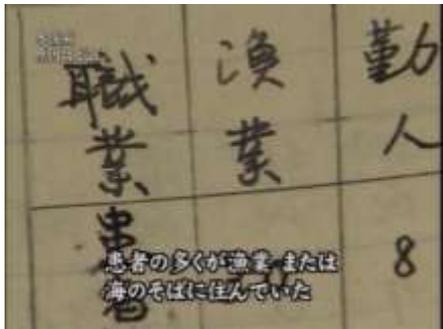
28



29

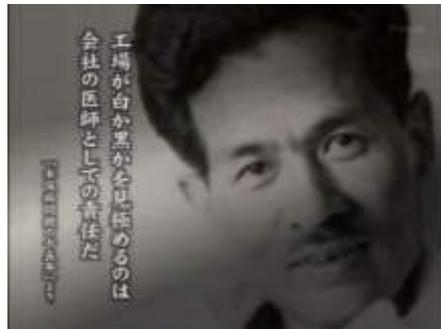


30



→「水俣奇病に関する調査 -昭和32年1月-」  
 故 細川一、野田兼喜ら（新日盛水俣工場付風病院）

31



工場が白か黒かを見極めるのは  
 会社の医師としての責任だ

「水俣奇病」の真相を  
 追った医師の証言

32

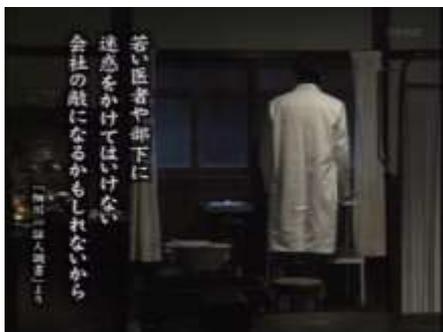


33



魚介類や 工場排水に含まれる物質を  
 混ぜた餌を与え 猫を観察した

34



若い医者や部下に  
 迷惑をかけてはいけない。  
 会社の敵になるかもしれないから

「水俣奇病」の真相を  
 追った医師の証言

35



細川は「猫400号」に廃液を与え始めた

36



37



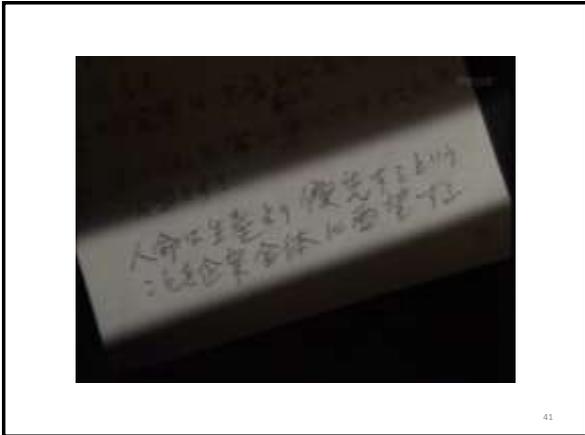
38



39



40



41



42



水俣病一次訴訟（1969年提訴、1973年原告勝訴判決）

43

### 水俣病事件：差別と犠牲のシステム④

- 昭和35（1960）年11月から3年にわたり、熊本県衛生研究所の松島義一（担当責任者）らは、不知火海全域を対象に毛髪水銀調査を実施した。3年間で2,726件調査した。
- 御所浦町在住の女性（84歳）：920ppm >> 50ppm
- この結果をもとに熊本大学第一内科教室が御所浦地区の住民に調査票を送って症状の調査を行ったが、検診までは行われなかった。
- 厚生省/保健所から環境庁（1971年）、そして環境省（2001年）（環境保健部特殊疾病対策室）の業務へ

↑

## 本人申請主義

44

## 熊本県の対応

45

### 1951年から1952年頃の百間港付近の汚染

「復命書」 昭和27年8月30日

職・氏名 熊本県水産課水産係長・三好礼治  
出張期間 昭和27年8月27日  
出張地 水俣市  
事件の概要 新日本窒素肥料株式会社・廃水調査（水俣市漁協長よりの要望あつての調査）

- 過去の漁業補償事例
- その後の事情
  - 百間港の浚渫工事
  - 漁業組合への融資
- 漁業への影響
- 考察
  - 排水に対して必要によっては分析成分を明確にしておくことが望ましい。
  - 漁民側の実情についての資料が不備であるのでその程度範囲が、検討できないが、漁民側の資料に基づいて検討を加えたい。
  - 排水の直接被害の点と長年月に亘る累積被害を考慮する必要がある。

46

「水俣病事件資料集 上巻」p79、水俣病研究会編（1996年）

### 新日窒工場排水経路



熊本県水産課水産係長・三好氏作成 「水俣病事件資料集 上巻」p80、水俣病研究会編（1996年）

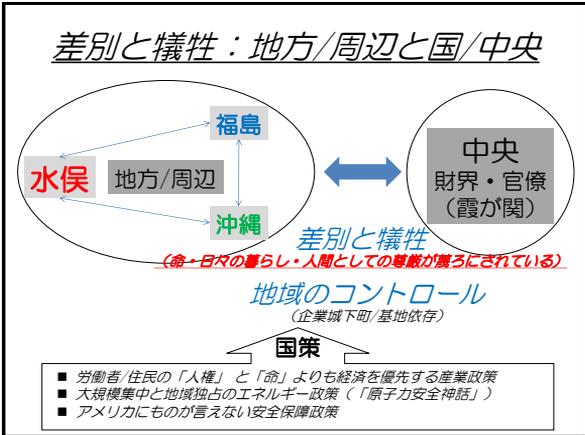
47

### 水俣病と「偏見・差別（見下し\*）」

- 水俣病/水俣病被害者への偏見/差別
  - 「奇病」/伝染病、補償金目当て（「二患者」発言）
  - 「就職/結婚」差別への恐れ、など
- その場しのぎの水俣病対策による被害者分断
  - 見舞金契約、公害健康被害補償法による認定、政治決着（和解）、総合対策医療事業、特措法、など
- 水俣/水俣出身者への偏見/差別
  - 修学旅行先、サッカーの試合中、などでの出来事
- 国（環境省）主導の「地域振興策」のおしつけ
  - 「公害のあるところに差別が生まれるのではなく、差別のあるところに公害が起きる」（原田正純）

↑

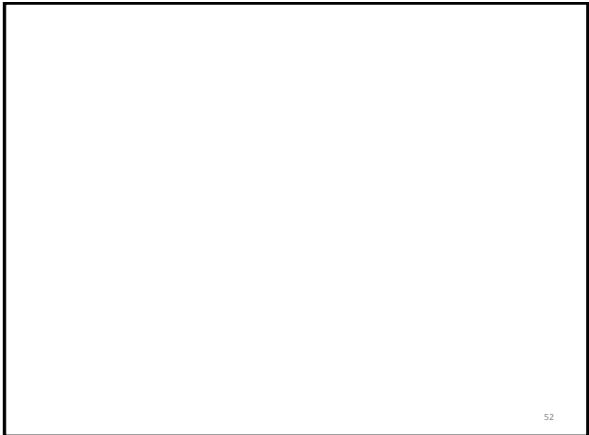
\* 「見下しの偏見・差別」 「水俣病と差別」 羽江忠彦『水俣学講義 第3集』（2007）



**熊本学園大学**  
 KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY

## 水俣学ブックレット

51



**熊本学園大学**  
 KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY

**くまがく**  
 KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY

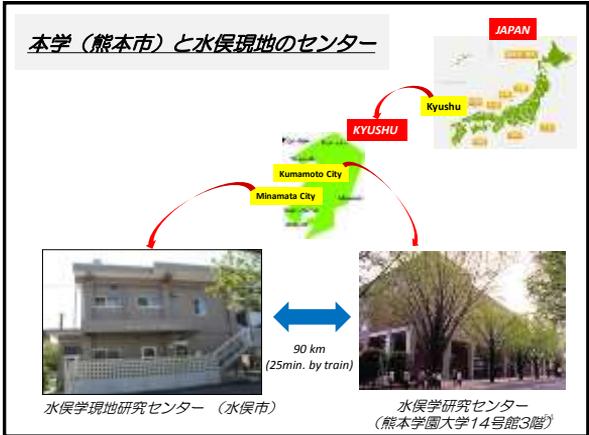
## 2. 水俣学研究センターの取り組み：地域戦略プラットフォームの可能性

**熊本学園大学水俣学研究センター**  
 -2005~2009 私立大学学術研究高度化推進事業オープンリサーチセンター整備事業 (予算：約1億円)

-2010~2014 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 (予算：約1億5千万円)

-2015~2019 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 (予算：約1億円)

53





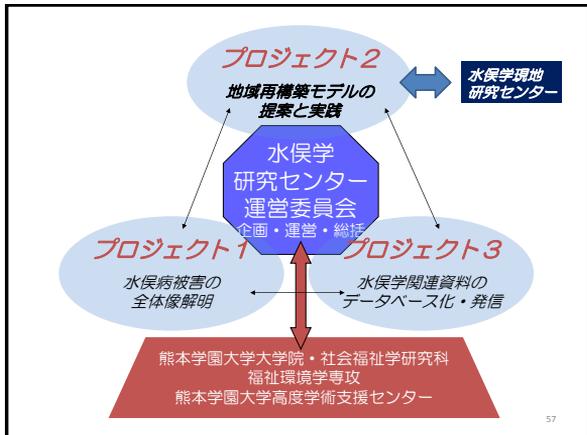
## 水俣学とは

- ✓ 「失敗の教訓」を将来に活かす学問です
- ✓ 豊富な真実のある現場に根ざした学問です
- ✓ 専門の枠組みを超えた学際的な学問です
- ✓ 「素人」と「専門家」の枠組みを越え、すべての生活者に関わられた学問です



- ✓ 全ての成果を地元に戻元し、世界に発信する学問です → 水俣学アーカイブス
- ✓ 一人ひとりの生き方と、現在の社会・経済システムのあり方を問い直す学問です

56



57

## 情報発信



58

地域の多様な関係者との連携をベースに生まれた

## 水俣・芦北地域戦略プラットフォームの設立

2006年5月

59

## 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム

丁寧な説明と共感

水俣・芦北地域の多様な生活者・関連機関の持続的な交流・相互理解・関係性構築 (ソーシャル・キャピタルの醸成) 議論し将来「像」を描き出す

地域の新たな可能性を拓く<知識・情報>の形成・蓄積・発信の舞台 (合意形成・政策提案)

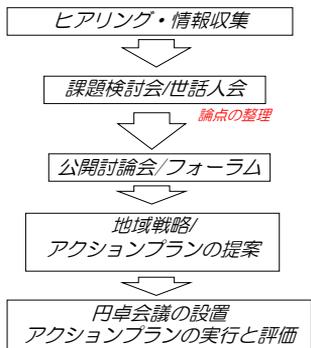
知恵と力を出し合う体験を共有する

地域の多様な担い手 (社会的アクター) を育成する舞台 (人材育成: 「共に学び・気づき・育ち」)

それぞれの居場所と役割がある

60

## 地域戦略の提案までの道筋



61

## これまでの経過 (初年度)

- 2006.6.19 第1回課題検討会  
“ごみ22分別とリサイクル”
- 2006.8.21 第2回課題検討会  
“廃棄物の削減と発生抑制”
- 2006.10.16 第3回課題検討会  
“公害学習/環境学習の現状と課題”
- 2007.1.22 第4回課題検討会  
“公害学習/環境学習の現状と課題”
- 2007.3.19 第5回課題検討会  
“村丸ごと生活博物館の取り組み”
- 2007.4.14 **ごみ減量・リサイクル市民フォーラム**

62

## 市民フォーラム (2007.4)



## プラットフォーム世話人会



64

## 水俣市への提言



熊日2007年7月18日 18面

65

## 提言を踏まえて発足した ゼロ・ウェイスト円卓会議



毎月開催：第69回ZWRT(2015年8月17日)、第72回(2015年11月17日開催)

66

### ゼロウェイスト円卓会議のメンバー

- ごみ減量女性連絡会議 2009年5月現在
- 水俣市婦人会
- リサイクル推進委員会
- NPO法人・水俣教育旅行プランニング
- 地元茶農家/商店街
- 企業組合・エコネットみなまた (PF世話人/客員研究員)
- 水俣エコタウン協議会 (PF世話人/客員研究員)
- 熊本学園大学水俣学研究センター (PF世話人/客員研究員)
- 水俣市・市会議員
- 水俣市環境対策課 (PF世話人) /環境クリーンセンター
- 水俣市商工観光課
- 水俣市環境モデル都市推進課 (PF世話人)

67

### 円卓会議を継続・発展させる要因

- ①目的に沿ったふさわしいパートナー（メンバー）を選ぶ
- ②それぞれのパートナーが自身の特質と弱点を知る手助けをし、それぞれが主張しやすく、また成果を得やすい活動の機会を提供する
- ③それぞれが必要とする資源と活力の利用を最大化する
- ④重要な問題を討議することのできる定期的会合、フォーラムを制度的に保障する
- ⑤目標に達するため各々が批判し合うことを認める対話のメカニズムを用意する
- ⑥力あるパートナー同士の対立の危険を避けるため異なる意見を調整する能力を持つ

(アルマンド・モンタナリ, 2000) 68

### 資源ごみステーション調査座談会 (2010年10月)



69



71

72



地域の自立的発展に向けた4つの視点

2. 中央（「国」と）と周縁部（「地方」と）という構造の存在

キーワードは、「見下し」/「植民地化」

現状：「中央」から見下された「地方」に、「差別と犠牲」が押しつけられている

⇒地域の内発的な発展（「地域力」の醸成）を阻害する近代化（開発と工業化）

事例として、

マブタプット工業団地（タイ）

ティラワやダウェイの大規模開発（ミャンマー）

水俣、福島、沖縄（日本）

79

今、私たちに求められていることは？

①地域の風土・歴史・文化に根ざした地域固有の解決策（地域のあり方）を見出し、

②それを外に開き、グローバルに共有することによって、

③一つひとつの、ひとり一人の命の尊厳が保たれる社会の実現に粘り強く取り組んでいくこと。

Think Locally, Act Locally & Globally !

80

3. 新たな民主主義\*の確立 ①

現状：社会的合意形成の「仕組み」をどう作り上げるかという課題に対する様々な試み

・様々な利害関係者の交流、相互理解、合意形成の場としての「円卓会議」や「プラットフォーム」 ⇒ 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム（潤滑油としての水俣学現地研究センター）

・情報共有と対話、論点整理、社会的発信のツールとしての「リスココミュニケーション」

⇒ マブタプット問題 “工業団地と地域の共存” をテーマとして

・「環境と開発に関するリオ宣言」（1992）第10原則「参加原則」 → オース案約（1998年採択、2001年発効）

・ローカルアジェンダ21 28章：地方公共団体のイニシアティブ

81

3. 新たな民主主義の確立 ②

現状：社会的合意形成の「仕組み」をどう作り上げるかという課題に対する様々な試み

・「健康」情報を入力し、理解し、活用できる力を身につけるツールとしての「ヘルスリテラシー」  
⇒ 住民のエンパワメントという視点から重要な取り組み

・健康の社会的決定要因、脆弱な集団への影響に着目した「健康影響評価（HIA: Health Impact Assessment）」を専門家の手から、住民の手に取り戻す試み ⇒ 地域に根ざした健康影響評価（CHIA: Community Health Impact Assessment）

82

4. 地域固有の資源を地域で活用する

現状：自然に寄り添うように生きてきた人々が、最初に、しかも、最も深刻な犠牲を引き受け生活している。 ⇒ 「公害のあるところに差別が生まれるのではなく、差別や偏見のあるところに公害が起きる」（原田正純）

・地域の資源としての太陽光、水、風、土、鉱物、森林、川/海などの自然資本の活用を地域住民の手で行うことによって、地域の持続可能性を、「環境」、「地域経済」、「社会的公正」の3つの側面から高めて行くこと

⇒ 森下直紀氏（2014年度水俣学講義 第13回）  
“コモンズの管理が機能する条件”

83

国連人間環境会議（ストックホルム会議）から環境と開発に関する国連会議（地球サミット）へ

環境破壊と健康被害に関わる  
国際的な動き

84

## ストックホルム会議 (1972年)

- ・環境問題についての世界で初めての大規模な政府間会合
- ・本会議と並行して、市民による「市民広場」と環境広場」も開催され、水俣から坂本しのぶさん、フジエさん親子、浜本二徳さんが、原田正純氏、宇井純氏らと共に参加した。



## 地球サミットと 「環境と開発に関するリオ宣言」

**環境と開発に関する国連会議：「地球サミット」**  
1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで、180カ国が参加して開催され、「**持続可能な開発**」概念をよりどころに南北間の調整が図られた。



### 採択：「環境と開発に関するリオ宣言」

人類共通の未来のために地球を良好な状況に確保することを目指し、人と国家との相互間の関係を規定する行動の基本原則の集大成であり、前文及び27の原則から成る。

86

## 「環境と開発に関するリオ宣言」①

第1原則：人類は、**持続可能な開発への関心の中心にある**。人類は、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有する。

第3原則：開発の権利は、**現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たすことができるよう行使されなければならない**。

第10原則：環境問題は、**それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる**。国内レベルでは、各個人が、**有害物質や地域社会における活動の情報をきめ、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない**。各国は、**情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進しかつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない**。

⇒ 「参加原則」 → オフス条約(1998年採択、2001年発効)

87

## 「環境と開発に関するリオ宣言」②

第12原則：各国は、**環境の悪化の問題により適切に対処するため、すべての国における経済成長と持続可能な開発をもたらすような協力的で開かれた国際経済システムを促進するため、協力すべきである**。環境の目的のための貿易政策上の措置は、**恣意的な、あるいは不当な差別又は国際貿易に対する偽装された規制手段とされるべきではない**。輸入国の管轄外の環境問題に対処する一方的な行動は避けるべきである。**国境を越える、あるいは地球規模の環境問題に対処する環境対策は、可能な限り、国際的な合意に基づくべきである**。

第15原則：環境を保護するため、**予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない**。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、**完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない**。

⇒ 「予防原則」

88

## 地球サミットと「アジェンダ21」

環境と開発に関する国連会議：「地球サミット」



### 採択：「アジェンダ21」

環境と開発に関するリオ宣言の諸原則を実施するための行動プログラムであり、環境・開発の両面にわたる4分野（社会経済的側面、開発資源の保護と管理、女性をはじめとする各主体の役割のあり方、実施手段）の40項目について幅広く各国の行動のあり方をとりまとめ。

89

## ローカルアジェンダ21

**アジェンダ21 28章：地方公共団体のイニシアティブ行動の基礎 28.1**

アジェンダ21で提起されている諸問題及び解決策の多くが地域的な活動に根ざしていることから、**地方公共団体の参加及び協力が目的達成のための決定的な要素になる**。

### 目標 28.2

このプログラム分野のために、以下の目標を提唱する。  
(a) 1996年までに各国の地方公共団体の大半は地域住民と協議し、当該地域のための「ローカルアジェンダ21」について合意を形成すべきである。  
(d) 各国のすべての地方公共団体は、**女性及び青少年が政策決定、企画立案及び実施過程への参加を保證することを狙いとした計画の実施及び追跡監視を行うことが推奨される**。

90

熊本学園大学  
KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY

クマガク

今、私たちに強く求められているのは？

**地域固有のローカルな問題に向き合い、解決策を見出す**

- ✓ 当事者主体の内発的な取り組み
- ✓ 多様な主体/利害関係者の関与
- ✓ 社会的困難に向かう国内外の地域間の連携/連帯
- ✓ 水俣病事件や3・11に象徴されるこれまでの「社会・経済システム」との決別し、将来を自らの意思で「選ぶ取る」

91

**生活者主体の地域運営/統治（ガバナンス）**

「地域公共人材（社会的アクター）」の育成  
→ 「ともに学び、気づき、育ち、変わる」

↓

地域の風土・歴史・文化に根ざした地域固有の解決策を見出し、それを外に開きグローバルに共有することが、一つひとつの、ひとり一人の命の尊厳が保たれる社会の実現につながる

↓

**“Think locally, act locally & globally!”**

92

**責任**

1. **立場上当然負わなければならない任務や義務。**  
「引率者としての一がある」「一を果たす」  
→ Responsibility
2. 自分のした事の結果について責めを負うこと。  
特に、**失敗や損失による責めを負うこと。**  
「事故の一をとる」「一転嫁」  
→ Accountability
3. 法律上の不利益または制裁を負わされること。  
特に、**違法な行爲をした者が法律上の制裁を受ける負担。** 主要なものに民事責任と刑事責任とがある。

小学館 デジタル大辞泉 93

**立場上の「責任」**

- 原因企業チッソ\*の工場長、付属病院長、労働組合
- 地元自治体（熊本県/水俣市）の長、担当者
- 地元メディア（新聞、テレビ）
- 地元住民
- 地元/地元以外の教育/研究機関、医療機関
- 国\*\*
- 

\*「水俣病にたいする企業の責任 -チッソの不法行爲」水俣病研究会（1970）  
\*\*「水俣病は終わっていない」原田正純（1985）

94

**水俣病の三つの責任**

- ✓ 水俣病を発生させてしまった責任
- ✓ 被害を最大限に拡大させた責任
- ✓ 発生した被害者に対して、迅速かつ可能な救済（償い）を懈怠しつづけている責任

「水俣病は終わっていない」原田正純（1985）pp98-105

95

**チッソ(株)**

1906年 曾木電気(株)  
1907年 日本カーバイト商会  
1908年 日本窒素肥料(株)  
1950年 新日本窒素肥料(株)  
1965年 チッソ(株)  
2011年 JNC(株)

96